

# 青森県報

平成三十年  
一月十七日  
(水曜日)  
第四千四百号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 目次

### 告示

(高齢福祉課) : 一

### ○介護保険法による居宅サービス事業者の指定

(同) : 一

### ○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

(同) : 一

### ○特定行為業務の登録

(同) : 一

### ○身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出

(障害福祉課) : 二

### ○道路の区域の変更

(道路課) : 二

### ○廃川敷地等の公示

(河川砂防課) : 二

### ○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

(水産振興課) : 三

### ○建設業者の許可の取消し

(中南地域県民局) : 五

### ○右 同

(同) : 五

### ○建設業者の許可の取消し

(運転免許課) : 六

## 告示

青森県告示第二十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行いう所	指定期
氏名称又は名前	所在地	所在地	年月日
有限会社ユアホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	平成三十一年一月二日
訪問看護ステーションライラック	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	平成三十一年一月二日

## 青森県告示第三十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第二百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	年月日
名称	名	称	指定期
有限会社ユアホーム	主たる事務所の所在地	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	平成三十一年一月二日
訪問看護ステーションライラック	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	北津軽郡板柳町大字掛落林字前	平成三十一年一月二日

## 青森県告示第三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

番号	登録年月日	登録年月日	登録年月日
〇二〇〇一 元・三・五	平成 一丁字弘前市 目扇町の一大	一般財團 法人黎明団	名氏名又は 称
つ介護老人 がる施設	介護老人 施設	住 所	事 業 所
○向碇平川添 ケ関湯市三	平成 三〇・一・一	所 在 地	予 業 務 開 始 定
保健康老人 施設	介護老人 施設	備 考	

### 青森県告示第三十三号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により公示する。

番号	種道 路類の 路線名	變 更 の 区 間	前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1 国 道 三三八号	下北郡東通村大字白糠字赤平一七八の三から 下北郡東通村大字白糠字浜通一三四まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一七八の三から 下北郡東通村大字白糠字浜通一三四まで	前	一七・九〇メートルから 一七・九〇メートルまで	二、一六九・八〇メートル	
後	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	下北郡東通村大字白糠字赤平一六五の二から 下北郡東通村大字白糠字明神ノ上五七の二まで	五二・二〇メートルから 五二・二〇メートルまで	二六・四〇メートルから 二六・四〇メートルまで	一、〇八四・六〇メートル	
			五二・二〇メートルから 五二・二〇メートルまで	一、九五四・二五メートル		

### 青森県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び

舟生 富壽	勤務する病院等
公研益財團法人鷹揚鄉	所在地
弘前市大字小	診療科目
沢字山崎九〇小	指定辞退

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年二月十六日まで青森県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第三十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び

東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 河川の名称

二級河川堤川水系合子沢川

一一 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年一月十七日

## 三 廃川敷地等の位置

青森市大字横内字龜井九一〇二三地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 一七・四七平方メートル

## 公 司

## 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七

項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成一十九年六月一十三日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年一月十七日

青森県知事 一一 村 申 証

## 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成27年において、生産量が22万トンで全国第5位、生産額が552億円で全国第7位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千9百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

2 このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

3 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。  
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

4 このようなことから、県としては從来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行つていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項  
1 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びまさば するめいか	平成29年7月～平成30年6月 平成29年4月～平成30年3月	若干 若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能力による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	(注1)
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びまさば するめいか	平成30年7月～平成31年6月 平成30年4月～平成31年3月	(注1) (注1)

(注1) すけとうだら、まさば及びまさば、並びにするめいかの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能力による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることができないようにとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

**【すけとうだら】** 小型機船底びき網漁業及びさしぬき漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう免許統許可箇数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【まあじ】** 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【まさば及びまさば】** 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

**【するめいか】** 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることがある。

**第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能力について、本県に定められた量に関する事項**

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能力のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手縄第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台を中心点と北海平成30年5月1日から平成30年6月30日 青森県地先水面	日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手縄第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい、 さめがれい、 (業)	機船手縄網漁業 (かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻 屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中 心点を結んだ線以東の 青森県地先水面	平成30年5月1日か ら平成30年6月30日まで	194

(注) 機船手縄網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関する実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】  
太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。漁獲努力量の報告を求めることする。  
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることする。  
2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太平商工
- 二 氏名 工藤良子
- 三 主たる営業所の所在地 平川市新館藤山六二の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一七八)第1005110号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 左官工事業及び土工工事業に係る一般建設業の許可
- 八 取消しの原因となつた事実

平成二十九年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

四 許可番号 青森県知事許可（般一一四）第一〇〇四六〇号  
 五 取消年月日 平成二十九年十二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十九年十月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 公 安 委 員 会

### 青森県警察本部長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第一百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るもの、更新時講習業務に係るもの、指定自動車教習所職員講習委託業務に係るもの並びに停止処分者講習業務に係るもの及び違反者講習業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第一百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成三十年一月十七日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

#### 一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人その他者（免許関係事務業務に係るものについては、法人に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 政令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

- (二) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- (三) 政令第百六十七条の四第二項各号（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）  
 (五) 次に掲げる者に該当する者
- ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）
  - イ 役員等（法人にあつては役員であつて經營に事實上參加している者、法人でない團體にあつては代表者、理事その他法人における經營に事實上參加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
  - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用して、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
  - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
- オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- 2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付けられたものとする。
- (一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあっては純資産の部の合計額とし、個人にあっては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したもの）をいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項に規定する事業主にあっては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあっては審査基準日における障害者（同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成三十年一月十七日から同月三十一日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りない。

四 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書

（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書（法人の場合）又は営業証明書（個人の場合）の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書  
イ 個人の場合 青色申告決算書等

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）の原本

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税に係るもの

(五) 紛糾の履行に係る書類の写し

契約の履行に係り、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 許認可証等の写し

契約の履行に係り、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(七) 障害者雇用状況報告書等の写し

(八) ISO認証取得登録証の写し

(九) 役員等一覧表（様式第三号）

(十) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(十)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外貨換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十三年三月三十一日までとする。

## 七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があつたときは、営業を休業するとき又は廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を提出するものとする。

ただし、1から4に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書（個人の場合は営業証明書）の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三号）を添付するものとする。

## 1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 法人にあつては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 個人には、その者の氏名

5 電話番号又はファクシミリの番号

6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

## 様式第1号

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務、更新時講習業務、停止処分者講習業務、違反者講習業務及び指定自動車教習所職員講習委託業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 経営規模等総括表

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

区分	新規・継続
----	-------

区分	役務の提供
----	-------

審査値	格付
-----	----

フリガナ 商号又は 名称	-----	代表者 職氏名	
住所又は 所在地	〒	電話番号	
主たる営業 の所在地	〒	FAX番号	
本申請の 担当者	担当者名 メールアドレス	電話番号	
希望する 業務	役務の提供	電話番号	
希望する 種類		電話番号	

(単位:千円)

平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額 (①+②)/2	役務
	資本金(元入金)			
自己資本額	純資産合計(次年度繰越純資本金額)			
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人
経営比率	流动資産( )	$\times 100 =$	□	%
當業年数	創業日	現組織変更日	營業中断期間	通算年数
障害者雇用状況	障害者雇用状況 法定雇用率達成 有無	報告義務 有無	雇用障害者数 人	
I S O 認証取得	有(ISO9001又はISO14001)	無		

注) 太枠の欄は、記入しないでください。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第3号

## 役員等一覧表

商号又は名称:

所在地又は住所:

年月日

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住 所	年 月 日現在

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

(1) 法人には、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員

(2) 法人でない団体には、代表者、理事その他の法人における経営に事実上参加している役員

(3) 同等の責任を有する者と同等の責任を有する者

(3) 個人には、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他のいわなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第4号

青森県警察本部長殿

届出者 所在地又は住所

商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休業・廃業 したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

## 2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
廃止年月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
---------------------------	-------------------------------	--------------------------------